

はじめに

本研究所は、茨城県における科学的かつ技術的中核として、公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所等との緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供を行っています。また、地域保健対策を効果的に推進するため、5年間の業務運営に関する目標を定めた中期運営計画（H28～R2）に基づき、業務を行っています。

今年7月、世界保健機関がエボラ出血熱に関する緊急事態を宣言しました。その他、新型インフルエンザなど、国境を超えた広範囲にわたる感染症の発生が危惧されています。交通網の発展に伴い世界各地はつながり、日本においては東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国際的なマスメディアにおける感染症対策の重要性が注目されているところです。また、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌感染症等による集団食中毒なども、依然として各地で発生しており、消費者の食の安全・安心に対する不安感や不信感が従来にも増して高まっています。

本県でも、感染症による集団発生はもとより、東海村のJCOにおける臨界事故の発生（平成11年9月）、神栖町（現・神栖市）における有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）汚染地下水による健康被害（平成15年3月）などがあり、不特定多数の県民に健康被害が発生又は拡大する場合の対応が求められています。

そのため、本研究所では、突発的な健康危機事案の発生に備え、その原因物質を迅速に特定するため病原体等の検査体制を整備するとともに、外部研修・学会等への積極的な参加、外部資金を活用した研究の実施など、人材育成にも取り組んでいます。

また、日頃の試験検査のほか、本研究所内に設置している「茨城県感染症情報センター」では、感染症の発生予防及びまん延防止のため、公衆衛生情報を迅速かつ分かりやすい情報として、関係機関及び県民等への提供に努めているところです。

この度、茨城県衛生研究所年報57号を取りまとめましたので、関係者の皆様には、ご高覧いただきますとともに、今後なお一層ご指導、ご助言いただきますようお願い申し上げます。

令和元年12月

茨城県衛生研究所長 柳岡 利一